

美幌町自治基本条例が制定されました

「みんなで創る自治基本条例町民会議」において、平成19年12月から37回にわたり検討・協議を行い策定した素案をもとに提案した美幌町自治基本条例案を、平成23年2月18日に開催された第2回美幌町議会臨時会に提案しました。

美幌町自治基本条例案は、同臨時会において美幌町自治基本条例等審査特別委員会に付託のうえ継続審議となり、3月8日に開会した第3回美幌町議会定例会の最終日である3月18日に、一部修正のうえ可決されました。

また、第2回美幌町議会臨時会に同時提案していた美幌町自治推進委員会条例案も3月18日に原案のとおり可決されました。

◆自治基本条例とは？

「自治基本条例」は「まちの憲法」ともいわれています。この条例は、美幌町における自治の基本的な考え方やルールを定めるものです。条例では、基本理念や町民の権利と役割、議会や議員、行政、町長、職員の責務のほか、町民合意を形成する自治体の運営と政策活動のルール、そして町民が町政や地域活動に参加し取り組んでいく仕組みなど、自治を推進するために必要な事項を定めています。

これまで自治体は、国からの指示により仕事をする事が多い状況でした。しかし、地方分権の推進により、国と自治体の役割分担が明確化され、これまでの「上下・主従」関係から「対等・協力」関係にあらためられたことにより、地域のことは地域で決めることが必要となってきました。つまり、自治体には「自己決定・自己責任」が求められるようになり、町民、議会、行政はお互いに力を合わせて美幌町の自治を築いていかなければならなくなりました。そこで、この条例によって自治を築くルールをつくり、美幌町として新たなスタートを切る必要があります。

美幌町自治基本条例の内容などについては、別途資料を配布しお知らせする予定です。

また、条文、解説などは町のホームページに掲載していますので、ご参照ください。

http://www.town.bihoro.hokkaido.jp/soumu/sei_zai/seisaku/jitikiho.html

問合せ先 政策財務グループ政策担当（内線223・299）

「第7期美幌町地域緑化推進計画」を策定しました

町では昭和48年5月に「美幌町緑の保全及び緑化の推進に関する条例」を制定し、昭和49年に「第1期美幌町緑の保全及び緑化推進計画」を策定しました。さらに、昭和50年には、北海道知事から「緑化推進地域」に指定され、市街地の開発により失われた緑の回復や、その周辺の緑の保全を積極的に推進してきました。

平成22年度をもって「第6期美幌町地域緑化推進計画」の計画期間が終了したことから、これまでの取組を検証し、新たに平成32年度を目標年次とした「第7期美幌町地域緑化推進計画」を策定しましたので、主な内容をお知らせします。

【計画の概要】

●計画の期間：平成23～32年度

●緑化推進面積：7,040ha

●地域緑化の目標

| | 目 標 | 現 状 (H22) | 目 標 (H32) | 説 明 |
|---|------------------------|-----------|-----------|------|
| 1 | 公園・緑地等の緑化 | 609,755㎡ | 650,000㎡ | 緑被面積 |
| 2 | 街路等の緑化 | 32,347m | 33,000m | 植栽延長 |
| 3 | その他公共施設、工業用地、市街空き地等の緑化 | 64.2ha | 450ha | 緑被面積 |

●緑化推進の施策（抜粋）

・公園緑地整備

現在計画されているびほろ霊園の拡張事業及び多目的運動場において、自然環境に配慮した緑地の整備を行います。

・緑道整備

市街地を貫流するかんがい排水路や堤防敷地を利用した緑道の植樹を推進します。

・地区緑化

各自治会に花苗を配布し、地域の緑化を推進するとともに、緑化を通じたコミュニティ活動を推進します。

・道路（街路）緑化

歩道造成や道路の改築に合わせ、植樹帯を設け街路樹の整備を行います。

・公園緑化

既設の都市公園等の空きスペースや公園引当地を利用し、植栽等の緑化を行います。

・花苗の配布

花樹育苗センターにおいて育成する花苗を、希望する自治会等に無償配布し、地域住民等による緑との交流促進を図ります。

※豊かな緑は二酸化炭素の吸収のほか、風水害や騒音の防止に繋がり、人の心に安らぎを与えてくれます。町民のみならずのご理解とご協力と「夢はぐくむ緑の大地 びほろ」を創造しましょう。

計画書は、美幌町ホームページ

(http://www.town.bihoro.hokkaido.jp/minsei/kan_sei/kankyouseikatu.html#eisei)

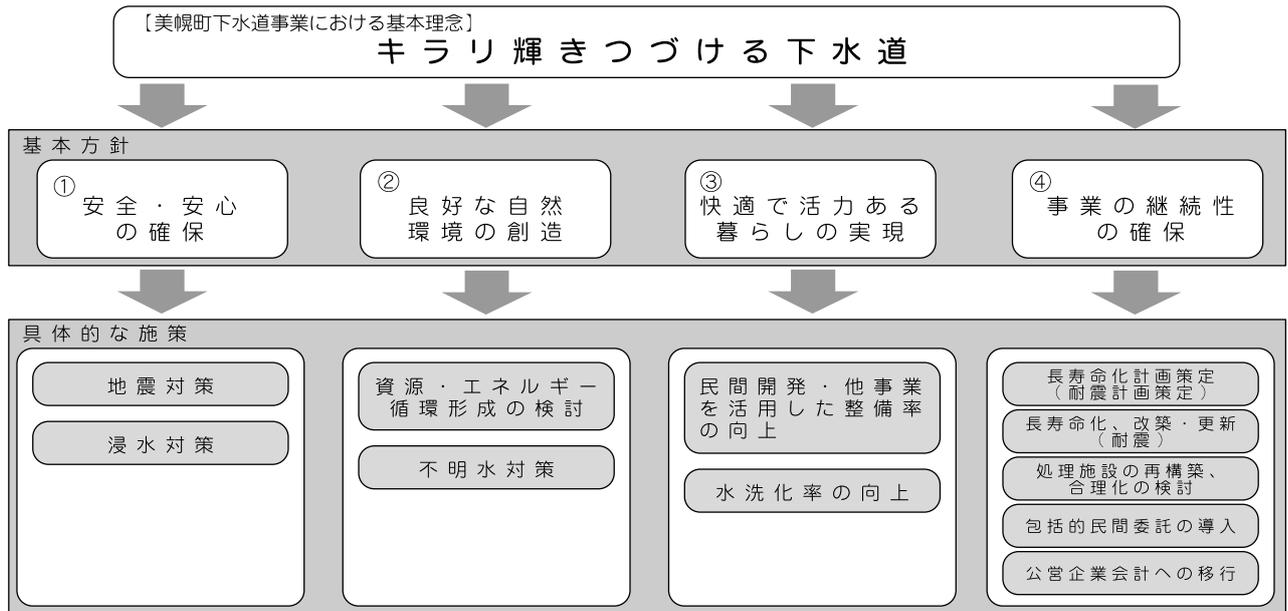
か役場民生部環境生活グループ環境衛生担当（窓口2番）でご覧いただけます。

「美幌町下水道中期ビジョン」を策定しました

町では、昭和48年度に下水道事業に着手し、平成21年度末の下水道処理人口普及率は90.8%となり、全道平均(89.1%)よりも高い普及率となっています。しかし、今後の下水道施設の老朽化に伴う維持管理・改築への投資の増大、人口減少による使用料収入の減少とも相まって、下水道経営に大きな影響を与えることが懸念されています。

こうした状況を踏まえ、今後10年間における美幌町の下水道が目指すべき方向と事業展開を示すことを目的とした「美幌町下水道中期ビジョン」を策定しましたので、主な内容をお知らせします。

美幌町下水道中期ビジョンの体系



具体的な施策の年次計画

施策の年次計画

| 施策 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|------------------|---------------------|--------|---------|---------|-----|--------------------|-----|-----|-----|-----|
| 地震対策 | ←————→ | | | | | | | | | |
| 浸水対策 | | | □ □ □ □ | □ □ □ □ | | | | | | → |
| 資源・エネルギー循環形成の検討 | ←————→ | | | | | | | | | |
| 不明水対策 | | | | | | □ □ □ □ | | | | → |
| 水洗化率の向上 | ←————→ | | | | | | | | | |
| 長寿命化計画策定(耐震計画策定) | ←————→ | | | | | | | | | |
| 長寿命化、改築・更新(耐震) | ←————→ | | | | | | | | | |
| 処理施設の再構築、合理化の検討 | | ←————→ | | | | | | | | |
| 包括的民間委託の導入 | | | | | | □ □ □ □ | | | | → |
| 公営企業会計への移行 | | | | | | □ □ □ □ | | | | → |
| | アクションプログラム(H23~H27) | | | | | 下水道中期ビジョン(H23~H32) | | | | |

←————→ : 実施中、あるいは実施年度が決まっている(計画済)ことを表します □ □ □ □ : 実施年度が未定であることを表します

計画書は、美幌町ホームページ

(http://www.town.bihoro.hokkaido.jp/ken_sui/kensetu/kensetu.html)

または役場建設水道部建設グループ施設担当でご覧いただけます。